

羽島市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について

1. この制度は、羽島市にこの申込書による申し込みをし、登録をした者（以下「登録者」という。）について、住民票の写し等（※1）を第三者（※2）に交付した場合に、その事実について登録者へ通知するものです。
2. 登録された方に係る住民票の写し等を第三者に交付したときは、登録者又は法定代理人に羽島市住民票の写し等交付通知書（以下「通知書」という。）を送付します。
3. 通知書には、次の事項が記載されます。
 - （1）住民票の写し等の交付年月日
 - （2）交付した住民票の写し等の種別及び通数
 - （3）交付した住民票の写し等の交付請求者の種別
4. 第三者へ住民票の写し等を交付した内容については、羽島市個人情報保護条例の規定により、本人が開示請求をすることができます。ただし、開示請求が認められた場合においても、同条例の規定の範囲内での情報の開示になります。
5. 登録を希望する方又は登録された方は、代理人により登録の申し込みをすることができます。
6. 登録者名簿への登録日は、申し込み受付日の翌日（その日が市の休日に当たる場合はその翌日）となります。
7. 郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による登録の申し込みは、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
 - （1）登録を希望する方又は登録された方が疾病その他やむを得ない理由等により直接、申し込み又は証明書の交付申請をすることができないとき。
 - （2）他の市区町村に居住しているとき。
8. この申請による登録期間は、登録した日から3年です。引き続き登録を希望される方は、登録期間満了日の1月前から再度登録をすることができます。なお、再度登録の申請がなく、登録期間満了日を経過した場合は、自動的に廃止となりますのであらかじめご了承ください。
9. この登録を廃止する場合又は転出若しくは転居等により、登録した住所、氏名、連絡先等に変更が生じた場合は、届出が必要です。なお、登録された方が死亡、居所不明等により住民票が削除されたときは、登録を廃止します。

※1. 「住民票の写し等」とは、住民票（除票を含む。）の写し又は住民票に記載した事項に関する証明書（除票に係るものを含む。）で本籍地・筆頭者記載のもの、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍謄（抄）本（除籍に係るものを含む。）、戸籍記載事項証明書（除籍に係るものを含む。）をいいます。

※2. 第三者とは、本人等の代理人及び本人等以外の方（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいいます。本人等とは、住民票関係の場合は、本人又は同一の世帯に属する方、戸籍関係の場合は、本人又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属をいいます。